

7月1日から 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの、医療保険診療における自己負担分の一部を県や市で助成する制度です。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎ 21-9061 または各総合支所市民福祉課



新しい受給者証は
6月下旬に郵送

現在、お持ちの「福祉医療費受給者証」の有効期限は、6月30日(木)です。

現在受給中で、審査の結果、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。7月からは、新しい受給者証を健康保険証と合わせて医療機関などに提示ください。

また、所得制限などにより該当しなくなった方には、非該当の通知を郵送します。

新たに受給資格を
有する方へ

次の方は、新たに受給資格ができますので、国保窓口で申請ください。

① 昨年まで所得制限により非該当となっていたが、平成23年度(平成22年中の所得)から該当する方

② 他市町から転入して、まだ申請手続きが済んでいない方が受給資格要件を満たしているが未申請の方

※申請手続きには、印鑑、健康保険証、および身体障害者手

各種福祉医療制度の対象者・所得制限

福祉医療名	対象者	所得制限(平成22年中の所得)
老人医療	65歳～69歳の方	世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方
乳幼児等医療	小学3年生以下の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割税額が23万5千円未満(乳幼児等医療の0歳児は所得制限なし)(注)
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者	
母子家庭等医療	・ひとり親家庭の母などと18歳以下の児童 ・遺児(両親のいない18歳以下の児童) ※ただし、20歳以下で次の①～④に該当する方も対象となります。 ① 高等学校・中等教育学校・特別支援学校に在学中の方 ② 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの方 ③ 専修学校の高等課程に在学中の方(高等学校卒業者は除く) ④ 外国人学校に在学中の方	表1の基準額未満

(注)…住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除前の額



※表1 母子家庭等医療の所得制限基準額
右記表の金額は、社会保険料控除などの所得控除後の金額です。
※母子家庭などで、養育費を受けているときは、その額も所得に算入します。所得控除の詳細は、国保窓口へ問い合わせください。

扶養親族数	扶養義務者などの所得
なし	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算した額

表2 福祉医療(老人医療を除く)の負担限度額

医療名	一般		低所得者	
	乳幼児等	外来 800円	入院 3,200円	外来 600円
重度障害者 高齢重度障害者 母子家庭等	外来 600円	入院 2,400円	外来 400円	入院 1,600円

低所得者…所得制限基準の判定対象となる方全員が市民税非課税者で、かつ、それぞれの方が年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

外来……………1日1保険医療機関当たりの負担限度額

入院……………1カ月1保険医療機関当たりの負担限度額

所得課税証明書の提出が必要な方

次に該当する方は、所得課税証明書の提出が必要です。

①対象者の扶養義務者が市外に在住している場合は、扶養義務者の平成23年度所得課税証明書(平成22年中の所得)が必要です。

②平成23年1月2日以降に豊岡市へ転入した方は、本人、配偶者、扶養義務者の平成23年度所得課税証明書が必要です。

帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳児童扶養手当証書(所持者のみ)が必要です。

福祉医療制度一部負担金(老人医療を除く)

一部負担金とは、外来の1日当たりの受給者負担限度額で、1保険医療機関などごとに月2回までの負担となります。入院の場合は、定率1割負担で、同一月内(1カ月)の負担限度額は表2のとおりです。

※福祉医療制度の受給資格審査には、平成22年中の所得額が必要となりますので、申告していない方は、早急に税務課で申告ください。

表3 老人医療の負担限度額

医療名	低所得Ⅱ		低所得Ⅰ	
	老人	2割負担	1割負担	外来 8,000円
	外来 8,000円	入院 24,600円	外来 8,000円	入院 15,000円

低所得Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

低所得Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税で、その世帯員全員の所得がない場合

老人医療一部負担金

老人医療は、所得に応じ、2割または1割負担となり、同一月内(1カ月)の負担限度額は表3のとおりです。

福祉医療費受給者証を使用する際の注意点

①小・中学校、幼稚園または保育園などにおける負傷・疾病に対する診療には、日本スポーツ振興センターから災害共済給付が行われる場合がありますので、原則として福祉医療費受給者証を使用することはできません。

②他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、他の公費負担医療が優先適用され、福祉医療制度の対象とはなりません。

③転居、転出、世帯構成の異動、修正申告などがあつた場合は、受給資格が変動する可能性があるため、届け出が必要です。

その他の特記事項

●**県外で受診**

県外の保険医療機関などでは、福祉医療制度の受給者証が使用できませんので、健康保険証のみで受診後、国保窓

口で申請(領収書などを添付)することで、福祉医療費を助成します。

●**薬局でも一部負担金が必要**

薬局も1つの医療機関としての取扱いになり、一部負担金が必要です

●**乳幼児等・重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等医療の長期入院費**

連続して3カ月入院した場合は、4カ月日以降の一部負担はありません。

【福祉医療費助成制度の経過措置区分終了】

平成21年度制度改正時に特例で設けられた経過措置が、本年6月30日(木)で終了します。経過措置区分に該当する方は、7月1日(金)以降、助成の対象外になります。

子ども医療費助成制度

小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、入院にかかる医療費(自己負担額)の3分の1を助成します。

助成の方法は、償還払い(申請後助成額を指定口座に振り込む方法)となりますので、助成を受ける場合は、申請が必要(所得制限有)。

